

$$\begin{pmatrix} 27 & 11 & 20 \\ & & 11 \end{pmatrix}$$

58

60

60





51

24

17 200 17

24

3,000 52





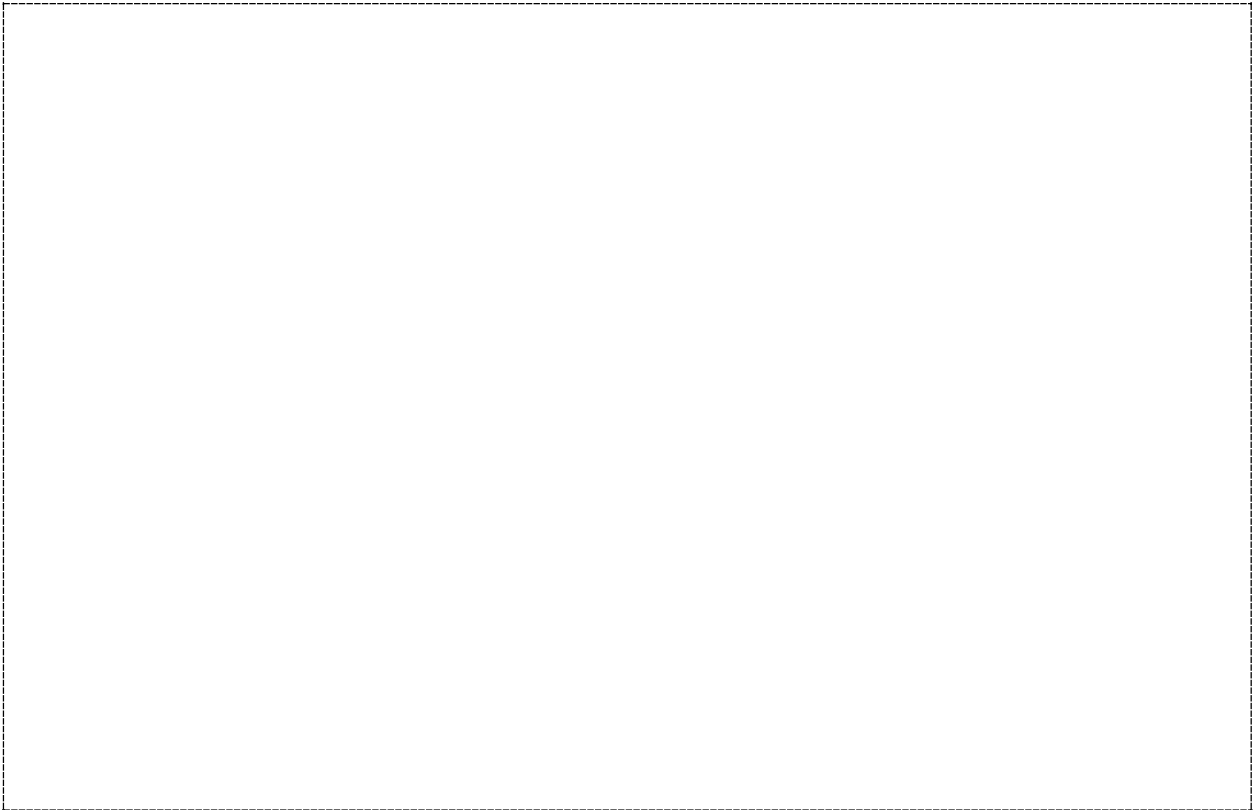
10

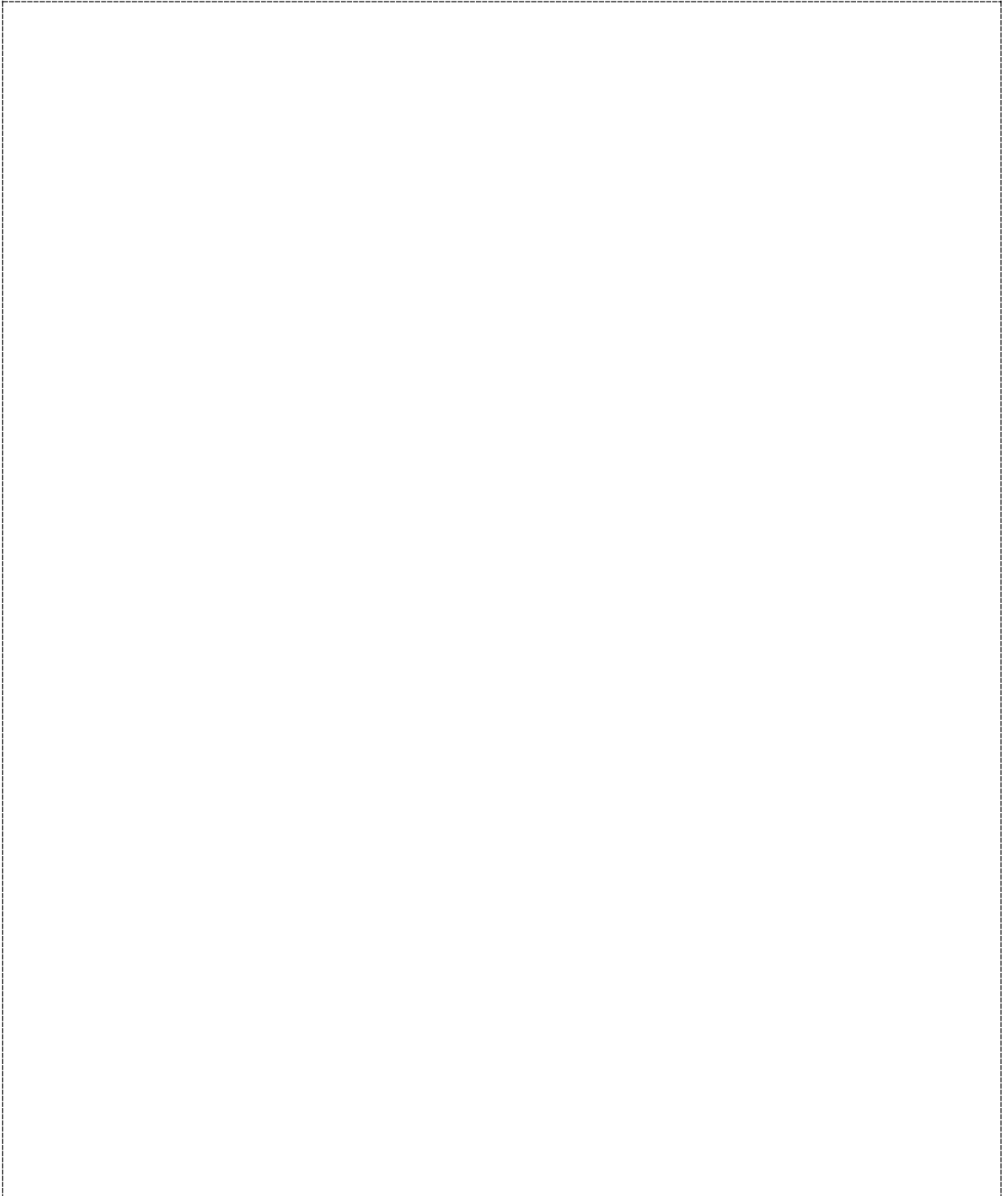
11

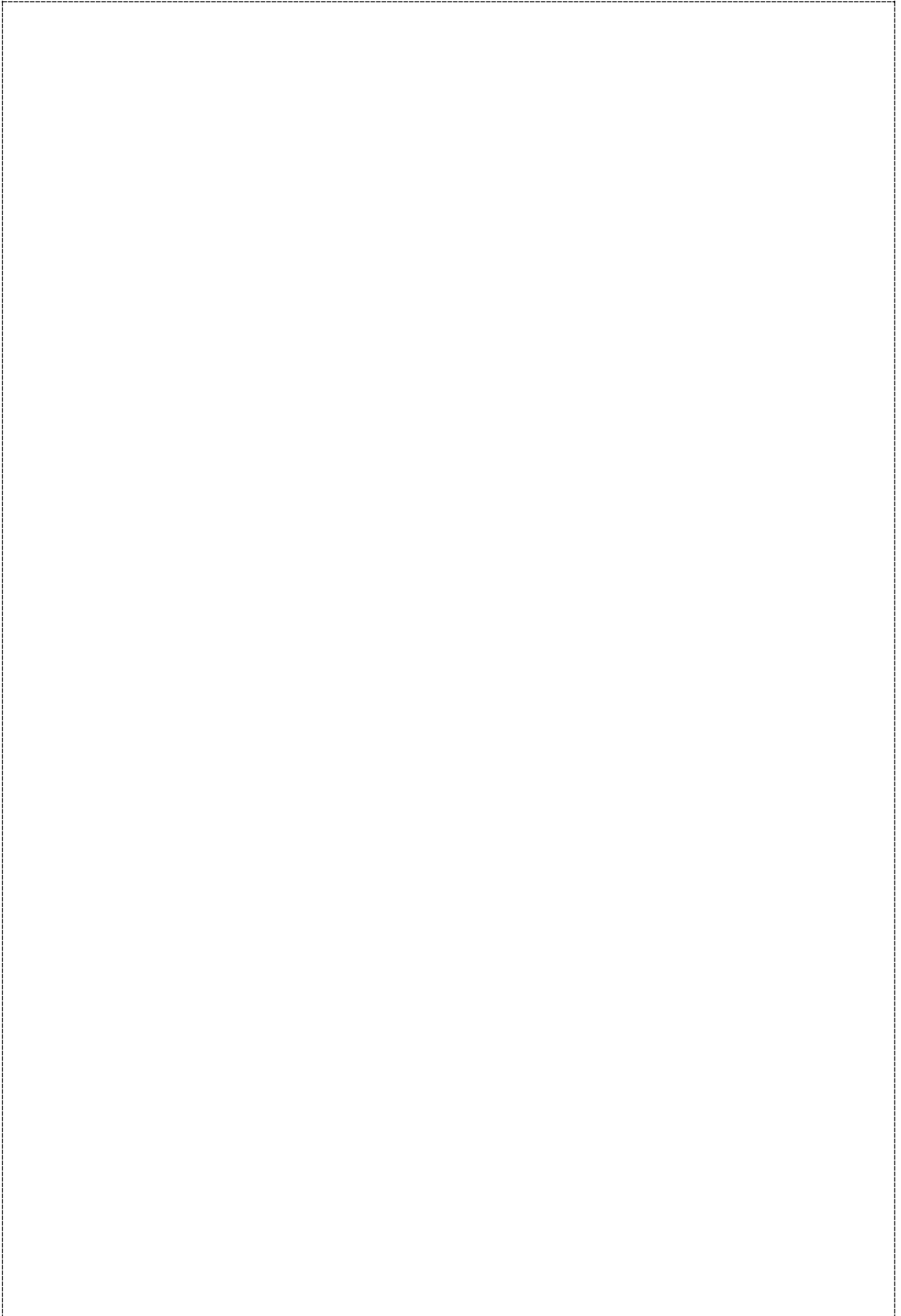
12

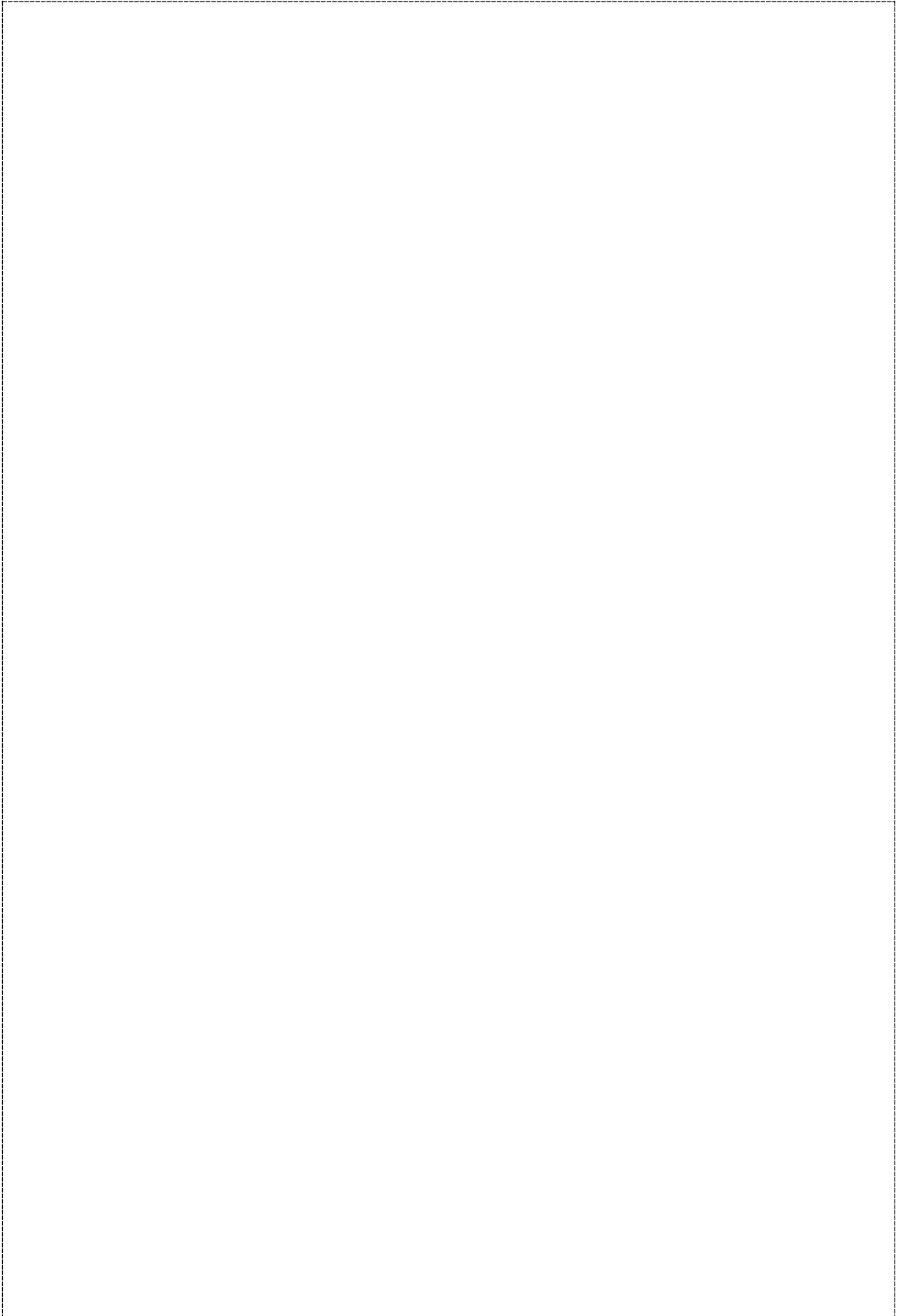
21

13



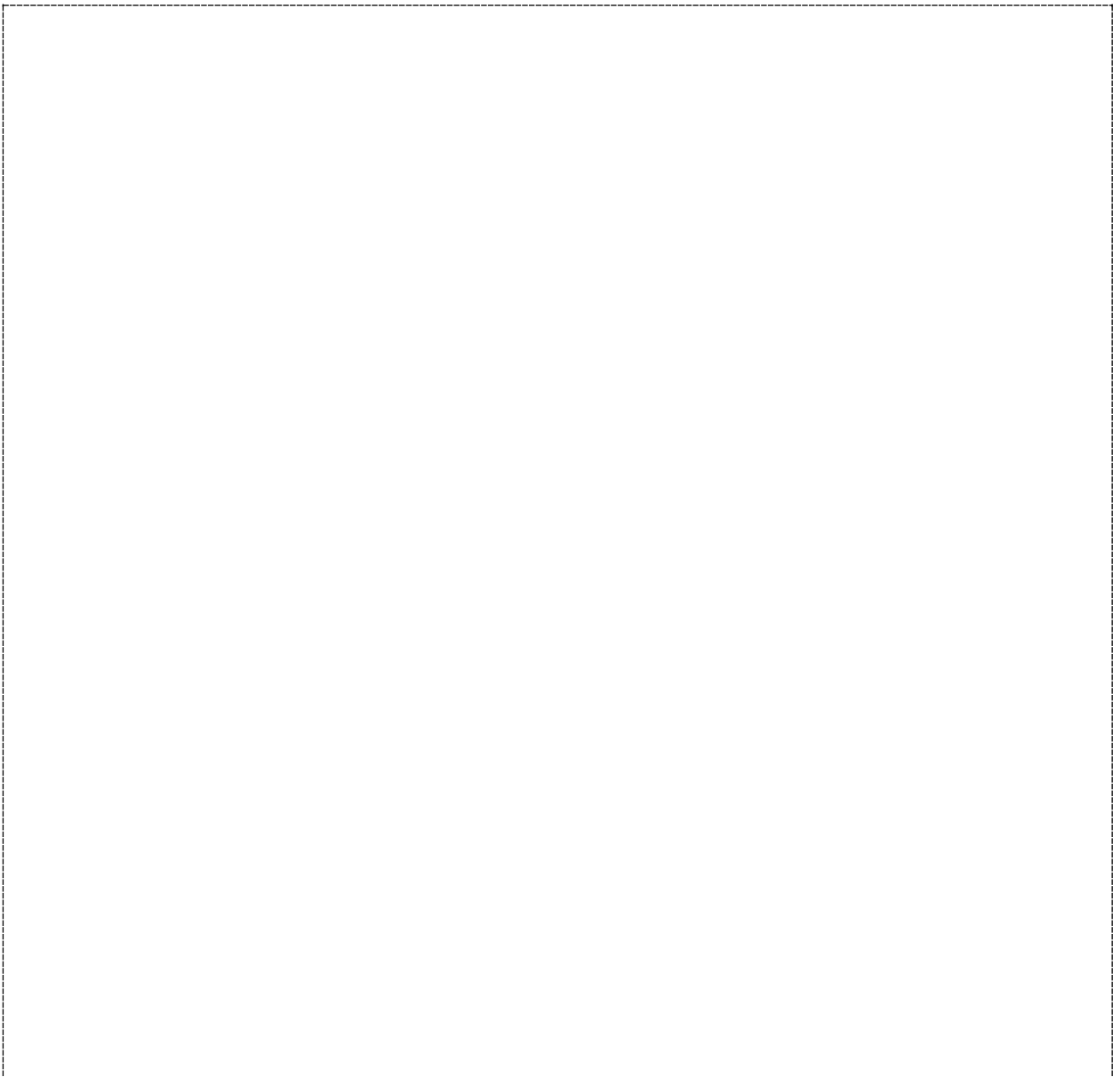






39.0

39.0



1,024

768

80



0.5g

PBS - pH7.4  $\pm 0.2$  DPBS  
pH7.2 7.6

DPBS

DPBS

DPBS

ml

DPBS

DPBS

70

70

ELISA

pH

70

UN1845



32

21

11



RT-PCR





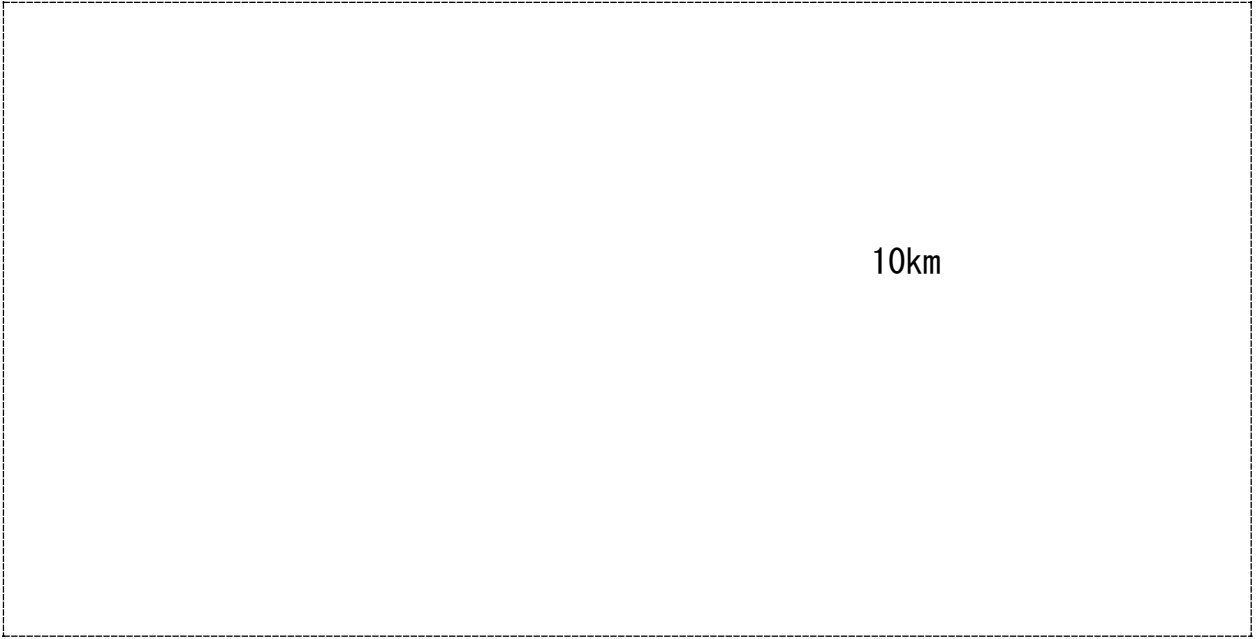




11

11

11

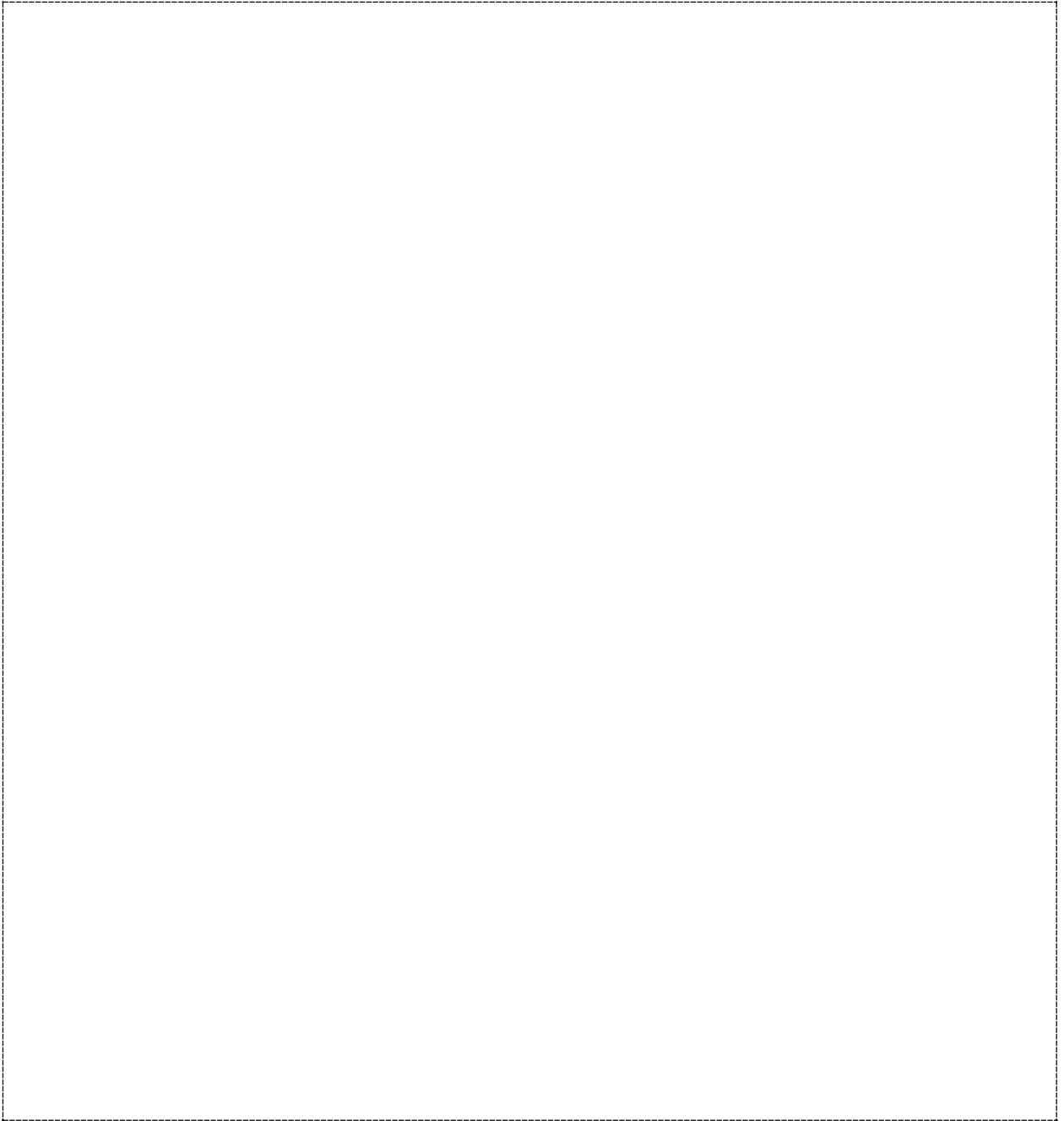


10km

10km









83

29

165

16

24

26

166

26

68

52





21

72

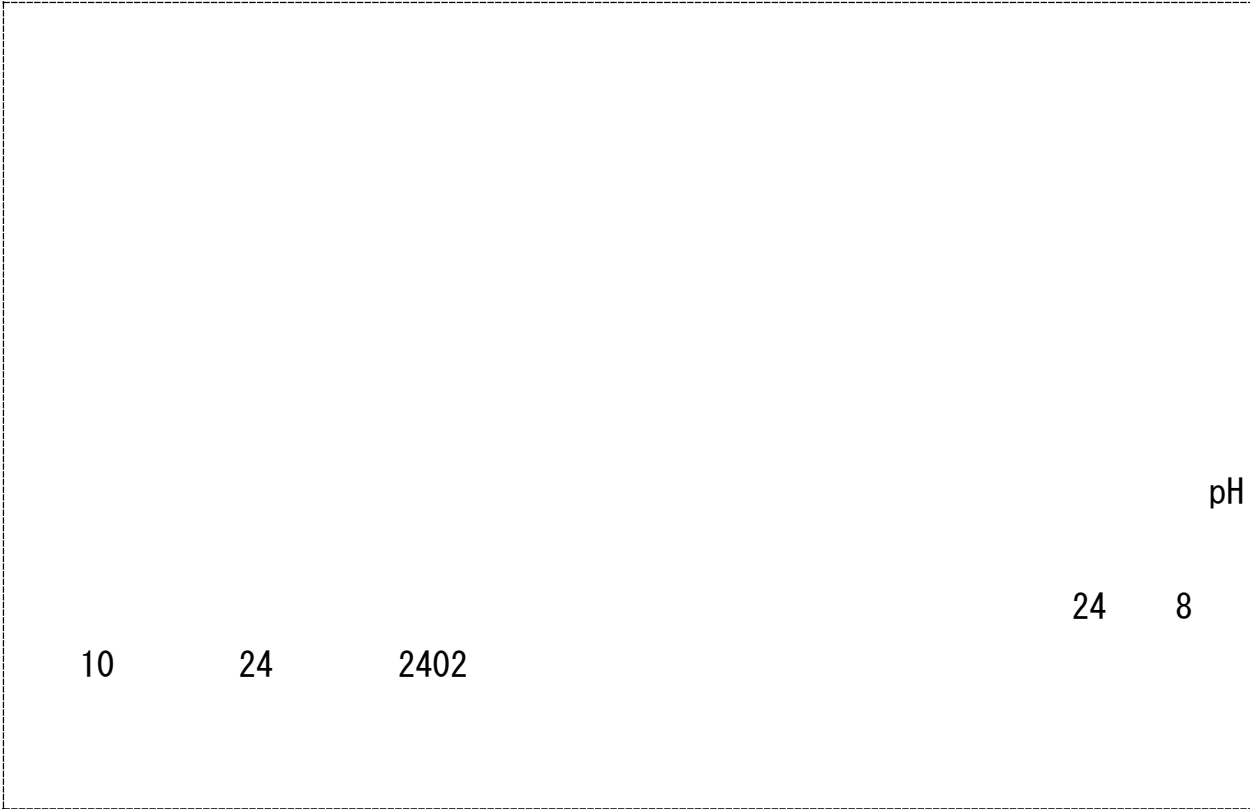
|    |     |     |       |       |
|----|-----|-----|-------|-------|
| 24 | 72  |     |       |       |
|    | 24  | 72  |       |       |
|    | 150 | 300 | 1,000 | 2,000 |

23

21

32





25

21

58

==

==



15

72

28

235

32

10km

10km

20km

10km

km

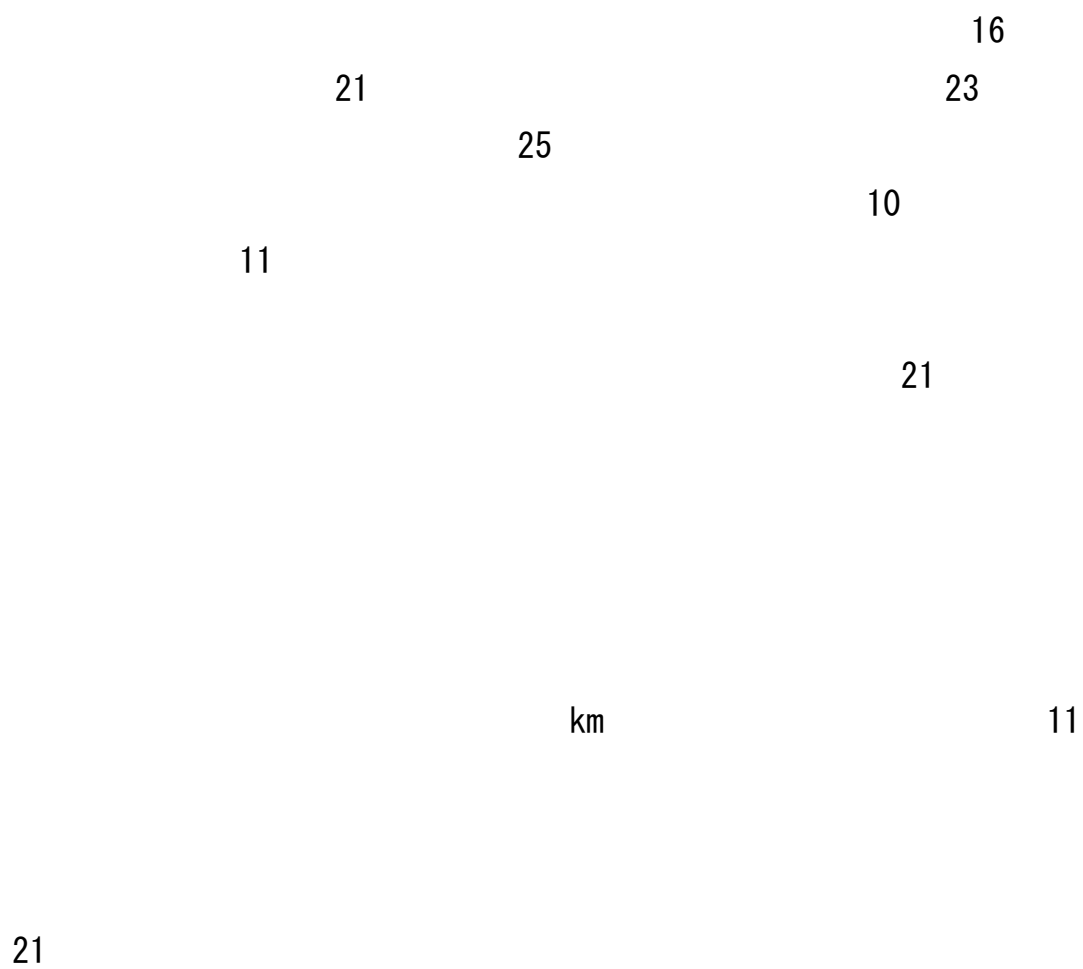






km

10km

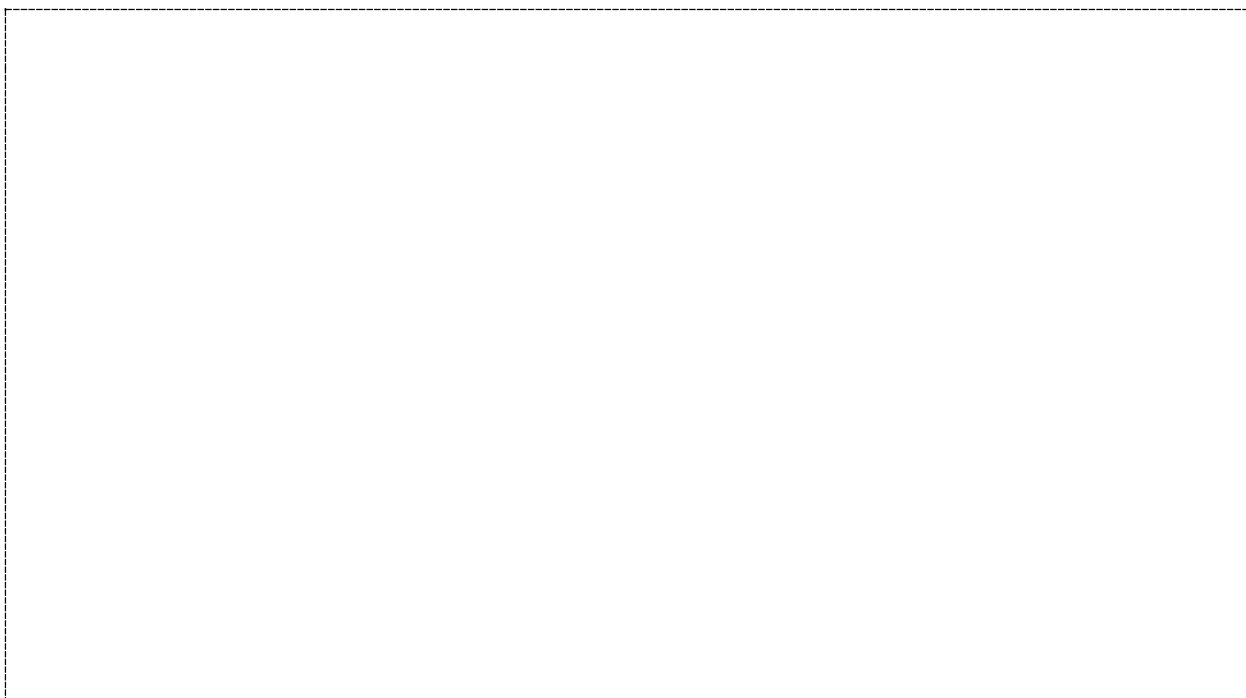




21

21

km



21

21

km

ó



10

28

km



0.2%

0.2

11

14

21

21

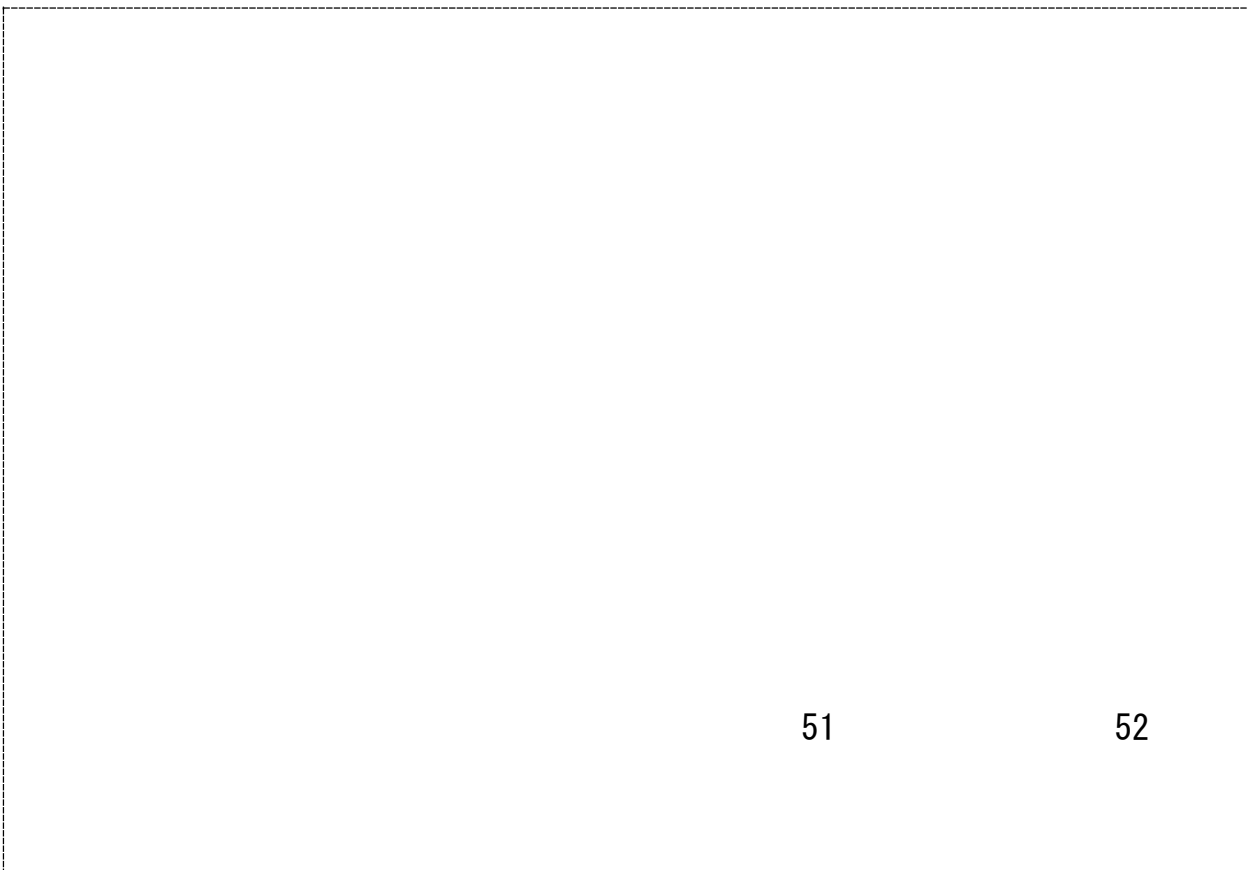
21

21

14

32

21



|     |     |    |
|-----|-----|----|
|     |     |    |
|     | 15  |    |
| 16  | 20  | 16 |
| 21  | 40  | 21 |
| 41  | 100 | 25 |
| 101 |     | 30 |

24

km

24

17

200

24

17

3, 000

10

10

|        |    |
|--------|----|
|        |    |
| 15     |    |
| 16 20  | 16 |
| 21 40  | 21 |
| 41 100 | 25 |
| 101    | 30 |

95

12

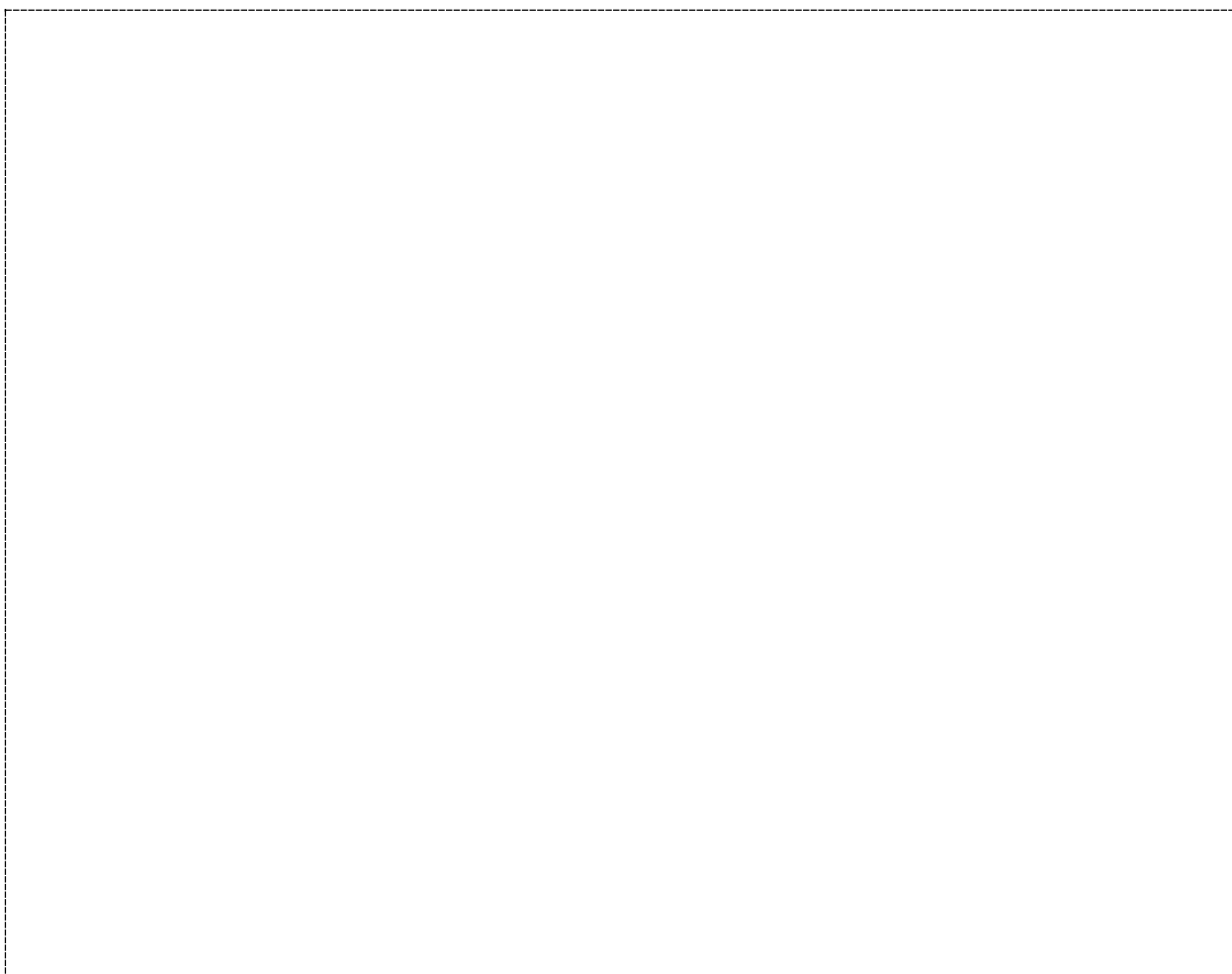
17



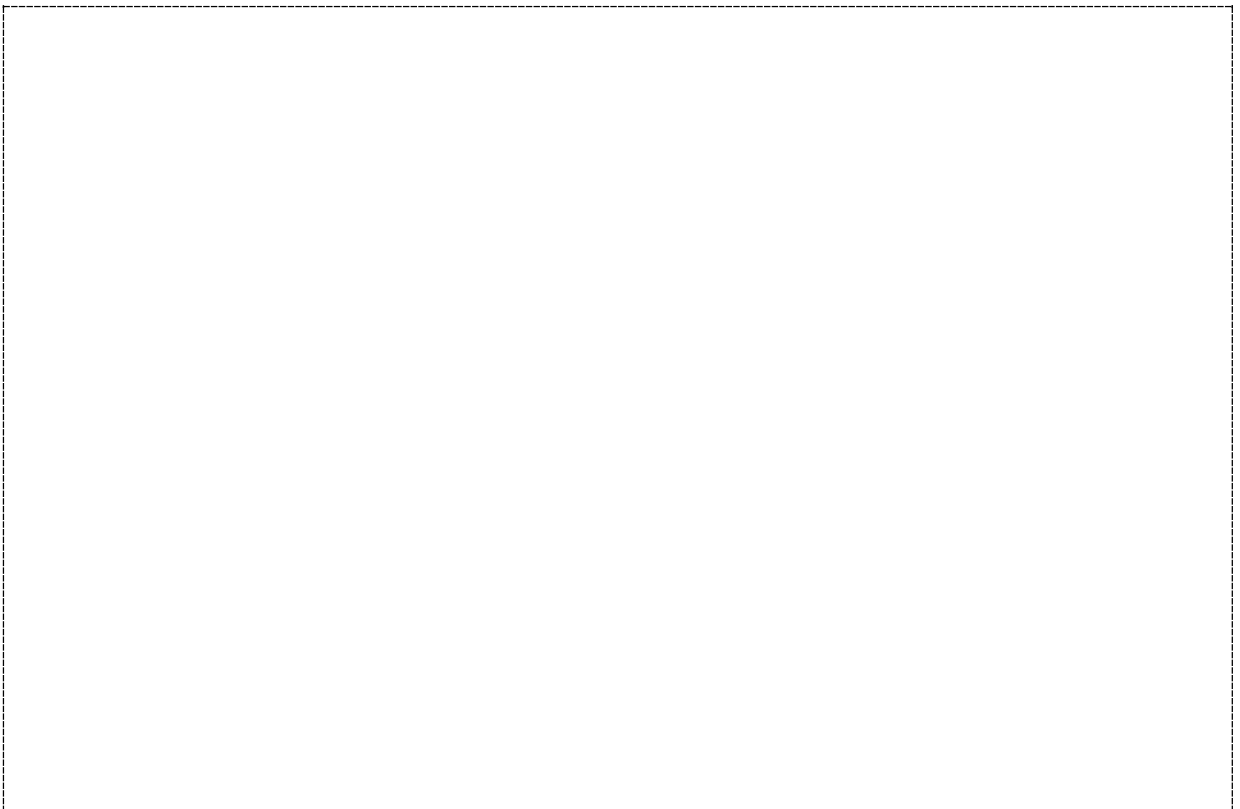
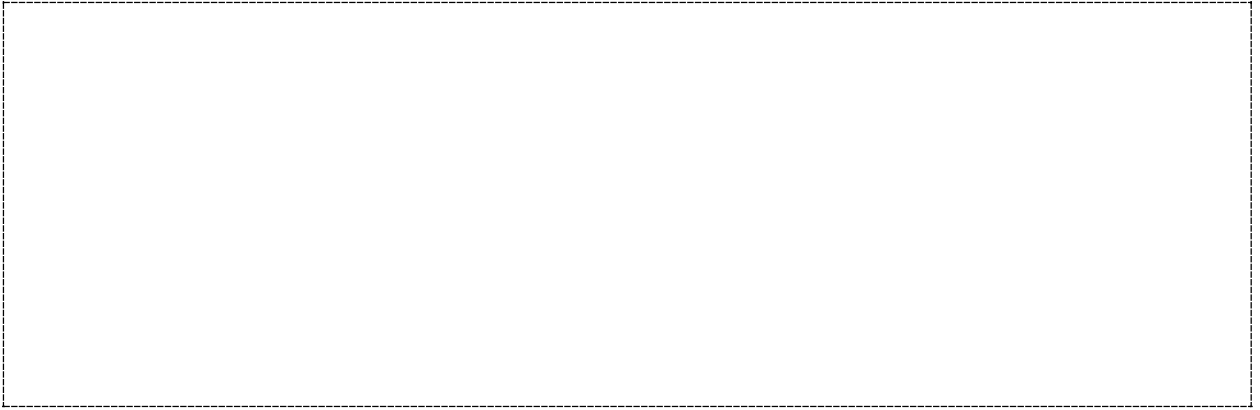
13

12

31



(



10km

21

21



10km

10km

21

10km

21

10km

21

21

(別記様式 1)

異常家畜の届出を受けた際の報告

〇〇県〇〇家畜保健衛生所

1 届出受理年月日時間： 年 月 日 時 分

2 届出者

氏 名： (職 業： )

住 所： (電話番号： )

3 異常家畜の所在

住 所： (電話番号： )

所有者氏名：

4 当該施設の情報

畜種・用途別の飼養頭数：

飼養形態、畜舎数：

5 届出事項

異状の確認日時、確認者：

異常家畜の頭数（異状発見時の頭数及び届出時の頭数）、日・月齢：

症状の概要：

異常家畜の同居の状況（同畜舎内・同畜房内飼養頭数、同居開始時期等）：

病歴・診療履歴：

6 既に講じた措置：

7 その他関連事項（疫学情報、個体識別番号等）：

8 届出者への指示事項：

9 届出受理者氏名：

10 処置

(1) 通報（時刻）

所長： 都道府県畜産主務課：

(2) 現地調査

氏名： 出発時刻：

異常家畜の症状等に関する報告

都道府県：  
家畜保健衛生所：  
担当：

- 1 現地調査                      日時：    年    月    日    時    分
- 2 家畜所有者                  住所：  
                                    畜舎の所在地（家畜所有者の住所と異なる場合）：  
                                    氏名：
- 3 農場従業員数及び農場管理責任者名：
- 4 当該施設の情報  
    畜種・用途別の飼養頭数：  
    飼養形態、畜舎数：
- 5 異状の詳細  
    異状の確認日時：  
    異常家畜の頭数、日・月齢：  
  
    症状の概要（病変の部位、経過等詳細に記載）：  
  
    同居の状況（同畜舎内・同畜房内飼養頭数、同居開始時期等）：  
  
    病歴・診療履歴（経時的に詳細に記載）：
- 6 家畜防疫員の見解：
- 7 家畜の所有者への指示事項：
- 8 病性鑑定材料（部位、検体数及び保管方法）：  
    ※ 防疫指針第3の3の①又は②に該当する場合に記載

(別記様式3)

病 性 鑑 定 依 頼 書

平成      年      月      日

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構  
動物衛生研究所長 殿

依頼機関代表者・氏名      (印)

下記のとおり病性鑑定を依頼いたします。

記

- 1 動物種（品種、性別、個体識別番号等を含む。）
- 2 鑑定材料（種類及び数量を含む。）
- 3 鑑定目的  
口蹄疫の診断
- 4 発生状況  
別添のとおり（別記様式2を添付）
- 5 連絡先
- 6 その他特記事項

異常家畜飼養農場に関する疫学情報の報告

都道府県：

家畜保健衛生所：

担当：

- 1 現地調査                      日時： 年 月 日 時 分
- 2 家畜所有者                  住所：  
畜舎の所在地（家畜所有者の住所と異なる場合）：  
氏名：
- 3 病性鑑定材料（部位、検体数及び保管方法）：  
※ 防疫指針第3の3の③に該当する場合に記載
- 4 当面の措置状況（検体送付後の措置等）：
- 5 過去21日間に当該農場に出入りした家畜の履歴：
- 6 過去21日間に出入りした人及び車両の履歴並びにそれらの移動範囲  
（1）人（農場作業員、獣医師、人工授精師、削蹄師等複数の家畜の農場の衛生管理区域内で作業を行う者）：  
（2）車両（家畜運搬車両、集乳車両、飼料運搬車両、死亡畜回収車両、堆肥運搬車両等複数の農場の衛生管理区域に立ち入る車両）：
- 7 排せつ物及び家畜の死体の搬出履歴及び搬出先（6で記載した事項を除く。）：
- 8 精液及び受精卵の出荷先：
- 9 給与飼料の情報（粗飼料の産地等）：

プレスリリース

平成 年 月 日  
農 林 水 産 省  
[ ○ ○ 県 ]

口蹄疫の（疑似）患畜の確認について

- ・本日、家畜伝染病である「口蹄疫」の（疑似）患畜が〇〇県〔県内〕で確認されました。
- ・当該農場は、感染が疑われるとの報告があった時点から飼養牛（豚、めん羊、山羊等）の移動を自粛しています。なお、口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類動物の病気であり、人に感染することはありません。
- ・現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、現に慎むようお願いします。

1 農場の概要

所在地：〇〇県〇〇市〇〇

飼養状況：〇〇牛（豚、めん羊、山羊等） 飼養頭数 〇〇頭

2 経緯

- (1) 〇〇月〇〇日、〇〇から〇〇である旨、〇〇家畜保健衛生所に通報がありました。
- (2) 同日、〇〇家畜保健衛生所の家畜防疫員が現地調査を行うとともに、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構動物衛生研究所に検体を送付しました。
- (3) 同研究所による〇〇検査及び〇〇検査で陽性となったことから、口蹄疫の（疑似）患畜と判定しました。

3 今後の対応

農林水産省は、本日の口蹄疫対策本部で決定したとおり、以下の対応方針に基づき、初動防疫を開始します。

- (1) 「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針」（平成27年〇月〇日農林水産大臣公表）に基づき、当該農場の飼養家畜のと殺及び埋却、移動制限区域の設定等の必要な防疫措置を迅速かつ的確に実施。

- (2) 移動制限区域内の農場について、速やかに発生状況確認検査を実施。
- (3) 感染拡大防止のため、発生農場周辺の消毒を強化し、主要道に消毒ポイントを設置。
- (4) 県との的確な連携を図るため、政務三役が県と密接に連絡をとる。(現地派遣又は電話連絡)。
- (5) 感染状況、感染経路等を正確に把握し、的確な防疫方針の検討を行えるようにするため、農林水産省の専門家を現地に派遣。
- (6) 殺処分・埋却等の防疫措置を支援するため、動物検疫所から「緊急支援チーム」を派遣。
- (7) 感染経路の究明のため、「疫学調査チーム」を派遣。
- (8) 全都道府県に対し、本病の早期発見及び早期通報の徹底を通知。
- (9) 関係府省と十分に連携を図りつつ、生産者、消費者、流通業者等への正確な情報の提供に努める。

#### 4 その他

- (1) 口蹄疫は、牛、豚等の偶蹄類の病気であり、人に感染することはありません。また、感染牛の乳・肉が市場に出回ることはありませんが、仮に感染牛の乳肉を摂取しても人体に影響はありません。
- (2) 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあること、農家の方のプライバシーを侵害しかねないことから、厳に慎むよう御協力をお願いいたします。
- (3) 今後とも、迅速で正確な情報提供に努めますので、生産者等の関係者や消費者が根拠のない噂などにより混乱することがないように、御協力をお願いします。

お問合せ先

所属：〇〇

担当：〇〇

TEL：〇〇

FAX：〇〇

(別記様式6)

と 殺 指 示 書

番 号  
年 月 日

〇〇 殿

〇〇家畜保健衛生所  
家畜防疫員〇〇 (印)

あなたが所有する（管理する）次の家畜は、口蹄疫の患畜（疑似患畜）と判定されたので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第16条第1項の規定に基づき、下記によりと殺することを指示する。

家畜の所在する場所

家畜の種類、頭数及び耳標番号

記

- 1 と 殺 を 行 う 場 所
- 2 と 殺 の 方 法
- 3 そ の 他

(備 考)

- 1 この指示については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による審査請求をすることはできません。
- 2 この指示に違反した場合には、3年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。
- 3 この指示によりと殺された家畜については、家畜伝染病予防法第58条第1項及び第2項の規定により手当金及び特別手当金が交付されます。

ただし、本病の発生を予防し、又はまん延を防止するために必要な措置を講じなかったと認められる者等に対しては、手当金若しくは特別手当金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した手当金若しくは特別手当金の全部又は一部を返還させることがあります。

(別記様式7)

受 領 書

年 月 日

分任物品管理官 殿

都道府県知事 氏 名 (印)

年 月 日付け農林水産省指令 消安第 号の口蹄疫予防液  
使用及び譲与指令書に基づき、下記の物品を正に受領いたしました。

記

品 名 口蹄疫予防液

数 量 型 (ロット番号) 本 ( ドーズ)

(別記様式 8)

口 蹄 疫 予 防 液 使 用 報 告 書

年 月 日

農林水産省消費・安全局長 殿

都道府県知事 氏 名 (印)

年 月 日に譲与（貸付け）を受けた口蹄疫予防液の使用について、下記のとおり報告いたします。

記

- 1 受領数量 型 (ロット番号)  
本 ( ドーズ)
- 2 使用数量 型 (ロット番号)  
本 ( ドーズ)
- 3 残 数 量 型 (ロット番号)  
本 ( ドーズ)
- うち処分数量 型 (ロット番号)  
本 ( ドーズ)
- 処分理由：
- 4 返還数量 型 (ロット番号)  
本 ( ドーズ)
- 5 注射実施状況

| 実施市町村名 | 実施時期 | 注 射 頭 数     | 備 考 (注射反応、<br>個体識別反応等) |
|--------|------|-------------|------------------------|
|        |      | 家畜の種類<br>頭数 |                        |
|        | 月 日  | 乳用牛         |                        |
|        |      | 肉用牛         |                        |
|        | ～    | 豚           |                        |
|        |      | その他         |                        |
|        | 月 日  | 計           |                        |

## 家畜の評価額の算定方法

### 1 肥育牛（和牛、交雑種及び乳用種）

#### (1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 肥育経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

#### (2) 素畜の導入価格及び肥育経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。
- ② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の牛（品種（黒毛和種等）、用途（肥育向等）等が同一の子牛）の平均取引価格（直近1年間のもの）を基礎として、必要に応じて、血統等を加味した額とする。  
 なお、血統等を加味した具体的な加算額は、母牛の資質については登録団体が評価した登録点数、父牛の資質については各都道府県が算定した育種価に基づき、当該都道府県が算定するものとし、品種別の取扱は以下のとおりとする。  
 ア. 和牛：母牛と父牛の資質を加味する。  
 イ. 交雑種：父牛の資質のみを加味する。  
 ウ. 乳用種：資質は加味しない。
- ③ 1日当たりの生産費は、全算入生産費から素畜費を除いた額を平均肥育期間で除して算定する。
- ④ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

〔参考〕品種別の1日当たり生産費（平成21年度畜産物生産費調査）

● 去勢若齢肥育牛の1日当たり生産費（全国平均）

$$\left( \text{全算入生産費 } 965,996 \text{ 円} - \text{素畜費 } 523,902 \text{ 円} \right) \div \left( \text{肥育期間 } 20.2 \text{ か月} \times 30.4 \text{ 日} \right) = \boxed{720} \text{ 円}$$

● 交雑種肥育牛の1日当たり生産費（全国平均）

$$\left( \text{全算入生産費 } 583,148 \text{ 円} - \text{素畜費 } 195,223 \text{ 円} \right) \div \left( \text{肥育期間 } 19.2 \text{ か月} \times 30.4 \text{ 日} \right) = \boxed{665} \text{ 円}$$

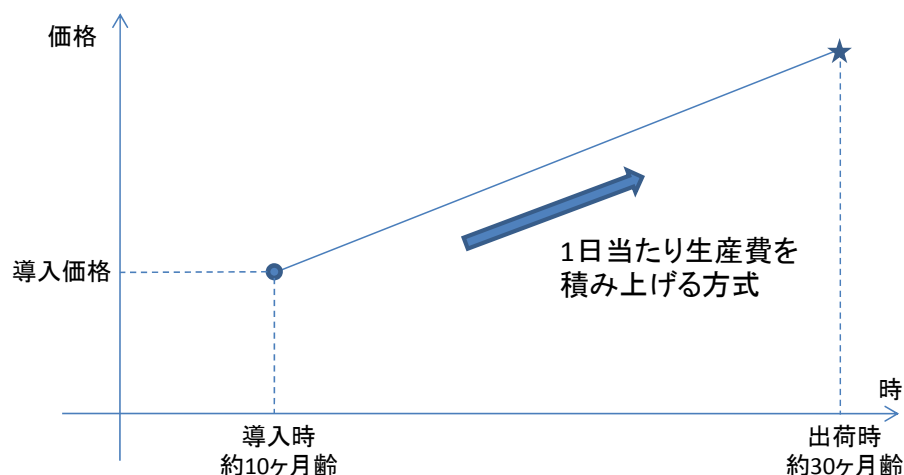
● 乳用雄肥育牛の1日当たり生産費（全国平均）

$$\left( \text{全算入生産費 } 338,437 \text{ 円} - \text{素畜費 } 104,769 \text{ 円} \right) \div \left( \text{肥育期間 } 14.6 \text{ か月} \times 30.4 \text{ 日} \right) = \boxed{527} \text{ 円}$$

【例】肥育牛（和牛）を出荷時（30か月齢）で評価

|                         |                |                                                                         |
|-------------------------|----------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 導入価格                    | 1日当たりの生産費×飼養日数 |                                                                         |
| 393,773 円（全国の和子牛平均取引価格） | +              | 720 円 × （約 20 か月 × 30.4 日）                                              |
|                         |                | = <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">831,533 円</span> |

肥育牛  
(和牛の場合)



## 2 肥育豚

### (1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 肥育経費 (1日当たりの生産費 × 飼養日数)

### (2) 素畜の導入価格及び肥育経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、購入伝票等により確認する。
- ② 素畜を自家生産している場合又は導入価格を確認することができない場合には、産み落とし価格を用いることとし、その算定方法については、直近年度の畜産物生産費における肥育豚生産費の100分の9を乗じて算定する。
- ③ 1日当たりの生産費は、全算入生産費から産み落とし価格を除いた額を肥育期間(平均販売月齢)で除した費用に100分の50を乗じた前期1日当たり生産費(生まれた日から70日齢まで)及び100分の130を乗じた後期1日当たり生産費(71日齢から出荷されるまで)を算定する。
- ④ 飼養日数は、素畜を導入する場合には導入した日から、繁殖・肥育一貫経営等の場合には素畜が生まれた日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

[参考] 1日当たり生産費(平成23年度畜産物生産費調査)

● 産み落とし価格(全国平均)

全算入生産費 31,903 円 × 豚肉生産コスト全体に対する子豚生産に要するコストの割合 9% =  
2,871 円

● 肥育豚の1日当たり生産費(全国ベース)

(全算入生産費 31,903 円 - 産み落とし価格 2,871 円) ÷ (肥育期間 6.4 か月 × 30.4 日) = 149 円

- ・前期1日当たり生産費(0~2.3 か月齢) : 1日当たり生産費の50% = 75 円
- ・後期1日当たり生産費(2.3~6.4 か月齢) : 1日当たり生産費の130% = 194 円

【例】肥育豚を出荷時(6.4 か月齢)で評価

[100日齢の子豚を導入している場合]

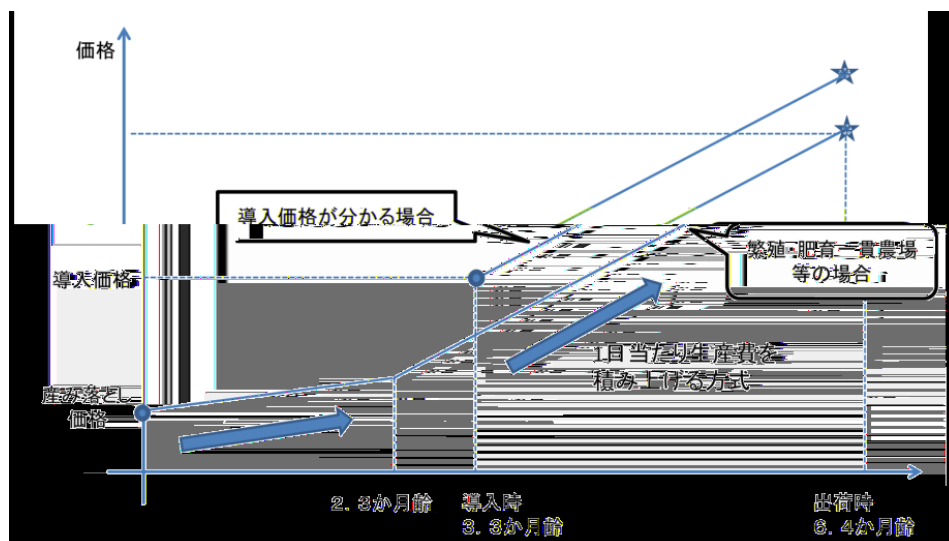
導入価格 1日当たりの生産費 × 飼養日数  
15,220 円 + (194 円 × (6.4 か月 - 3.3 か月) × 30.4 日) = 33,503 円

※この試算例では農業物価統計を用いて導入価格を設定

[繁殖・肥育一貫経営等で導入価格がない場合]

$$\begin{array}{lcl} \text{産み落とし価格} & & 1 \text{ 日当たりの生産費} \times \text{飼養日数} \\ 2,871 \text{ 円} & + & ((75 \text{ 円} \times 2.3 \text{ か月}) + (194 \text{ 円} \times 4.1 \text{ か月})) \times 30.4 \text{ 日} = \boxed{32,295 \text{ 円}} \end{array}$$

## 肥育豚



## 3 肉用子牛

### 【和子牛】

#### (1) 評価額の基本的な算定方法

産み落とし価格＋飼養日数に応じた増価額（1日当たりの増価額×飼養日数）＋親牛加算金

#### (2) 産み落とし価格及び飼養日数に応じた増価額の算定方法

- ① 産み落とし価格は、生産費調査等において直接的な指標となる価格がないことから、農作物価統計における乳子牛（交雑種：ヌレ子）の直近1年間の平均販売価格に、肉用牛補給金制度の黒毛和種の保証基準価格を交雑種の保証基準価格で除して得た割合を乗じて算定する。
- ② 1日当たりの増価額は、次により算定する。  
（近隣市場の市場平均価格又は黒毛和種の保証基準価格－産み落とし価格）÷近隣市場の平均出荷日齢
- ③ 飼養日数は、素畜が生まれた日から疑似患者と決定されるまでの日数とする。
- ④ なお、必要に応じて、血統等を加味することとし、血統等を加味した具体的な加算額は、母牛の資質については登録団体が評価した登録点数、父牛の資質については各都道府県が算定した育種価に基づき、当該都道府県が算定する。

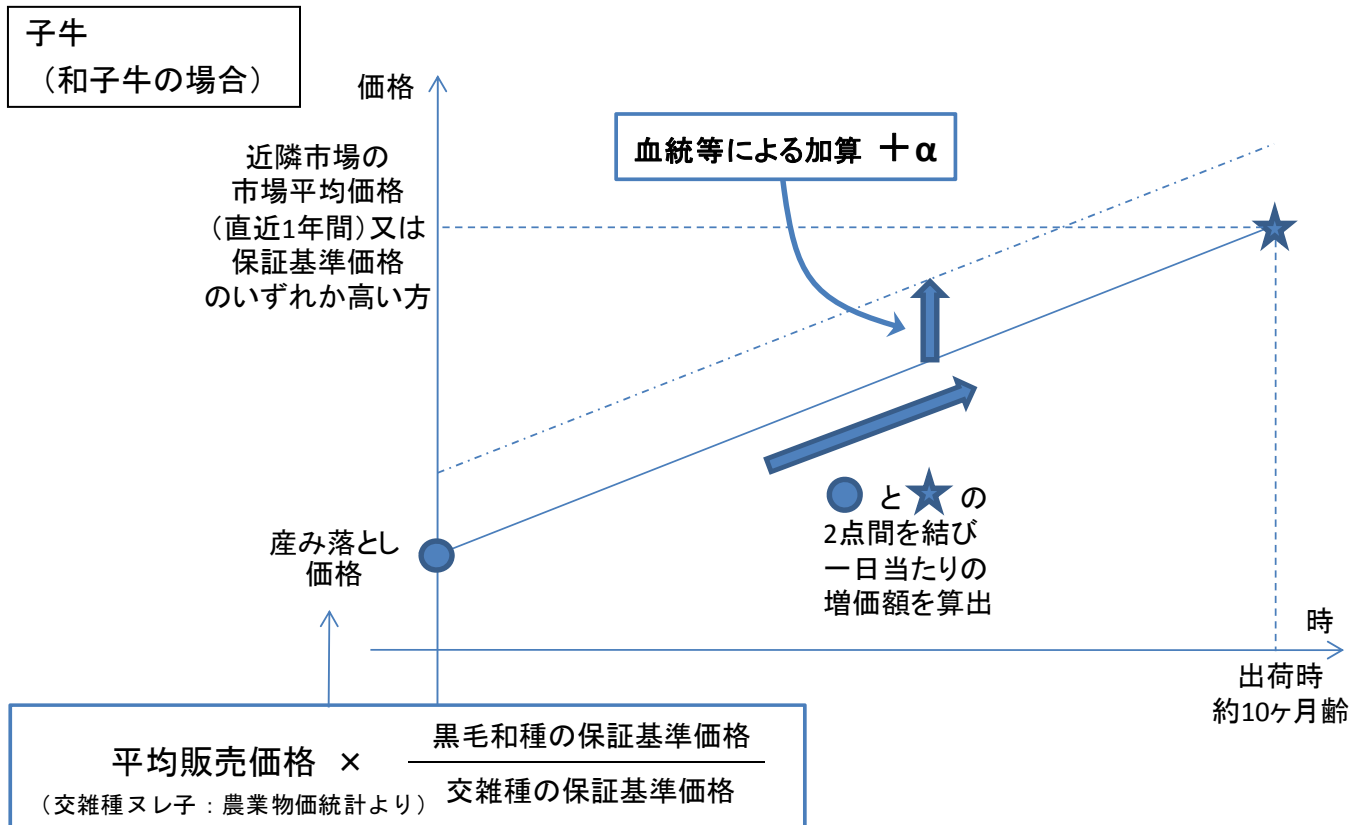
### 〔参考〕

- 産み落とし価格（H21年農作物価統計から算定）

$$\begin{array}{lcl} \text{乳子牛（交雑種：ヌレ子）} & 95,730 \text{ 円} & \frac{\text{黒毛和種の保証基準価格 } 310,000 \text{ 円}}{\text{交雑種の保証基準価格 } 181,000 \text{ 円}} = \boxed{163,957 \text{ 円}} \\ \downarrow & \text{H21年平均販売価格} & \end{array}$$

- 和子牛の1日当たりの増価額（H21年農作物価統計から算定）

$$\begin{array}{lcl} \text{（和子牛（去勢）の平均販売価格 } 387,400 \text{ 円} - \text{産み落とし価格 } 163,957 \text{ 円）} & \div & \text{（育成期間 } 10 \text{ か月} \times 30.4 \text{ 日）} = \boxed{735 \text{ 円}} \end{array}$$



#### 【乳子牛（雄・交雑種）】

##### (1) 評価額の基本的な算定方法

産み落とし価格 + 育成日数に応じた増価額（1日当たりの増価額  $\times$  育成日数） + 親牛加算金

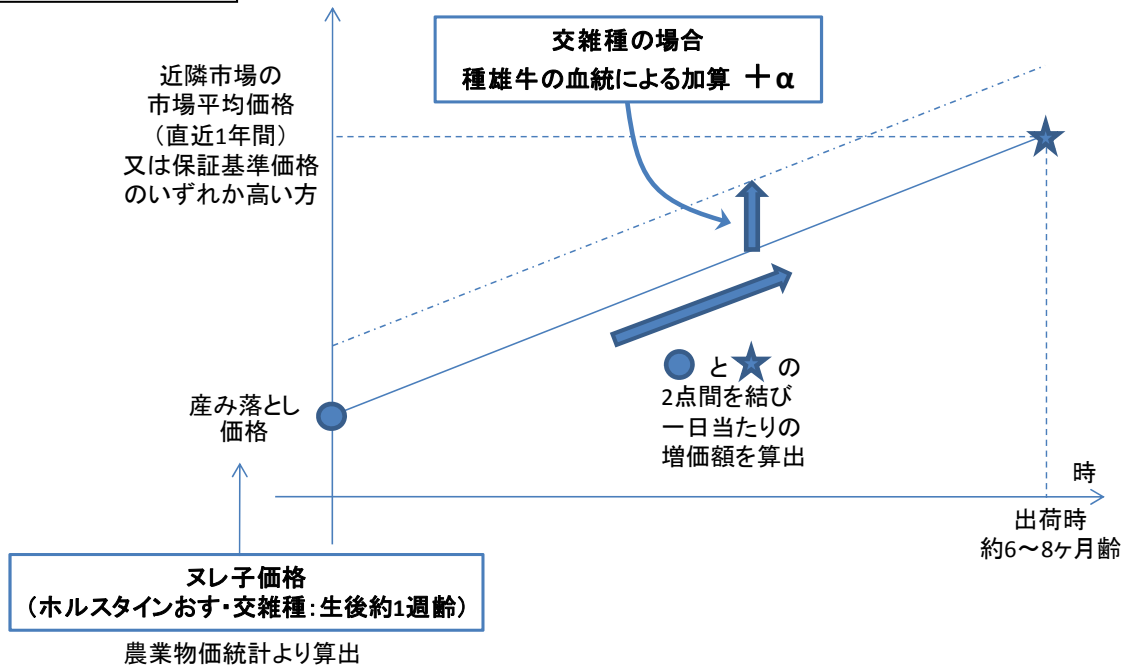
##### (2) 産み落とし価格及び飼養日数に応じた増価額の算定方法

- ① 産み落とし価格は、農作物価統計における乳子牛（ホルスタイン種雄牛：生後 7～10 日程度）及び乳子牛（交雑種：生後 7～10 日程度）の直近 1 年間の平均販売価格とする。
- ② 1 日当たりの増価額は、産み落とし価格と出荷時の近隣市場における平均取引価格から算定する。
- ③ 飼養日数は、素畜が生まれた日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。
- ④ なお、交雑種については、必要に応じて、父牛の血統を加味することとし、具体的な加算額は、父牛の資質について、各都道府県が算定した育種価に基づき、当該都道府県が算定する。

#### 〔参考〕

- 産み落とし価格（H21 年農作物価統計から算定）  
乳子牛（ホルスタイン種雄牛：約 8.5 日齢）平均販売価格 = 26,310 円
- 乳子牛（雄）の 1 日当たりの増価額（H21 年農作物価統計から算定）  
（肥育用乳用雄（ホルスタイン種：約 6.5 か月齢）の平均販売価格 101,300 円 - 産み落とし価格 26,310 円）  $\div$  （育成期間 6.5 か月  $\times$  30.4 日） = 380 円
- 産み落とし価格（H21 年農作物価統計から算定）  
乳子牛（交雑種：約 8.5 日齢）平均販売価格 = 73,440 円
- 乳子牛（交雑種）の 1 日当たりの増価額（H21 年農作物価統計から算定）  
（肥育用乳用（交雑種：約 8 か月齢）の平均販売価格 161,300 円 - 産み落とし価格 73,440 円）  $\div$  （育成期間 8 か月  $\times$  30.4 日） = 361 円

**乳子牛**  
(雄・交雑種の場合)



#### 4 肉用繁殖雌牛・繁殖雌豚

##### 【肉用繁殖雌牛（未経産）】

###### (1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）+ 受胎加算金

###### (2) 素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。
- ② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の牛（品種（黒毛和種等）、用途（繁殖向等）等が同一の子牛）の平均取引価格（直近1年間のもの）を基礎として、必要に応じて、血統等を加味した額とする。なお、血統等を加味した具体的な加算額は、母牛の資質については登録団体が評価した登録点数、父牛の資質については各都道府県が算定した育種価に基づき、当該都道府県が算定する。
- ③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における去勢若齢肥育牛の1日当たりの生産費を利用する。
- ④ 育成日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。
- ⑤ 受胎している場合には、受胎分として母牛価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

##### 【肉用繁殖雌牛（経産）】

###### (1) 評価額の基本的な算定方法

初産時基準価格×評価指数／100 + 受胎加算金

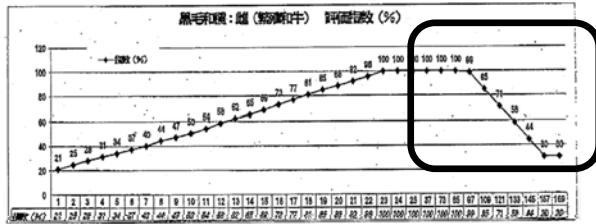
###### (2) 初産時基準価格及び評価指数の算定方法

###### ① 初産時基準価格は、次により算定する。

素畜の導入価格 + 平均初産月齢までの育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

###### ② 評価指数は、初産時の評価を100とした際の経年による価値の減少分を指数化したものであり、各

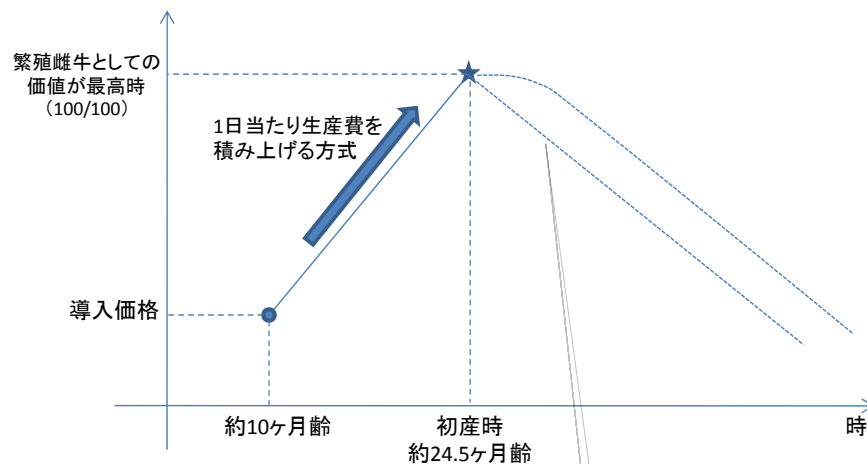
都道府県の家畜共済金支払制度を活用し算定する。



【参考】宮崎県が口蹄疫発生時に利用した評価指数（和牛繁殖雌牛）：各都道府県が同様のものを独自に保有している。

- ③ 未経産の受胎育成牛を導入した場合には、初産時基準価格は、導入価格に初産までの生産費（1日当たりの生産費×出産までの日数）を加算したものとする。
- ④ 1日当たりの生産費は、生産費調査における去勢若齢肥育牛の1日当たりの生産費を利用する。
- ⑤ 受胎している場合には、受胎分として母牛価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

### 繁殖雌牛 (和牛の場合)



【例】肉用繁殖雌牛を初産時（約24.5か月齢）で評価

|                                                                                                                                        |                |       |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|-------|
| 導入価格                                                                                                                                   | 1日当たりの生産費×飼養日数 | 妊娠加算分 |
| $\{ 382,600 \text{ 円 (繁殖用和牛雌牛平均購入価格)} + (720 \text{ 円} \times (24.5 \text{ か月} - 9.5 \text{ か月}) \times 30.4 \text{ 日}) \} \times 1.2$ |                |       |
| $= \boxed{853,104 \text{ 円}}$                                                                                                          |                |       |

### 【繁殖雌豚（未経産）】

#### (1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）+ 受胎加算金

#### (2) 素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

- ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。
- ② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の豚（品種、用途（繁殖向等）等が同一の豚）の平均取引価格（直近1年間のもの）とする。
- ③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における肥育豚の1日当たりの生産費を利用する。
- ④ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。
- ⑤ 受胎している場合には、受胎分として母豚価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

### 【繁殖雌豚（経産）】

#### (1) 評価額の基本的な算定方法

初産時基準価格×評価指数／100 + 受胎加算金

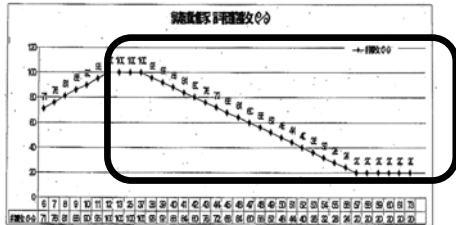
## (2) 初産時基準価格及び評価指数の算定方法

### ① 初産時基準価格は、次により算定する。

素畜の導入価格 + 平均初産月齢までの育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

なお、素畜の導入価格及び育成経費は繁殖雌豚（未経産）と同様の算定方法とする。

### ② 評価指数は、初産時の評価を100とした際の経年による価値の減少分を指数化したものであり、各都道府県の家畜共済金支払制度を活用し算定する。



【参考】宮崎県が口蹄疫発生時に利用した評価指数（繁殖雌豚）：各都道府県が同様のものを独自に保有している。

### ③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における肥育豚の1日当たりの生産費を利用する。

### ④ 受胎している場合には、受胎分として母豚価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

#### 【例】繁殖雌豚を初産時（約12か月齢）で評価

導入価格

（1日当たりの生産費×飼養日数）

妊娠加算分

$$\{ 55,280 \text{ 円 (繁殖用雌豚 (雑種) 平均購入価格)} + 194 \text{ 円} \times (12 \text{ か月} - 3.3 \text{ か月}) \times 30.4 \text{ 日} \} \times 1.2 = \boxed{127,779 \text{ 円}}$$

## 5. 乳用牛

### 【乳用繁殖雌牛（搾乳牛：未経産）】

#### (1) 評価額の基本的な算定方法

素畜の導入価格 + 育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）+ 受胎加算金

#### (2) 素畜の導入価格及び育成経費の算定方法

##### ① 導入価格は、素畜の導入に要した費用とし、家畜市場の購入伝票等により確認する。

##### ② 導入価格を確認することができない場合又は素畜を自家生産している場合には、当該家畜の所有者が通常利用している家畜市場における当該素畜と同等の牛（品種（乳用種等）、用途（搾乳繁殖向等）等が同一の子牛）の平均取引価格（直近1年間のもの）とする。

##### ③ 1日当たりの生産費は、生産費調査における乳用雄肥育牛のものを利用する。

##### ④ 飼養日数は、素畜を導入した日から患畜又は疑似患畜と判定された日までの日数とする。

##### ⑤ 受胎している場合には、受胎分として母牛価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。

### 【乳用繁殖雌牛（搾乳牛：経産）】

#### (1) 評価額の基本的な算定方法

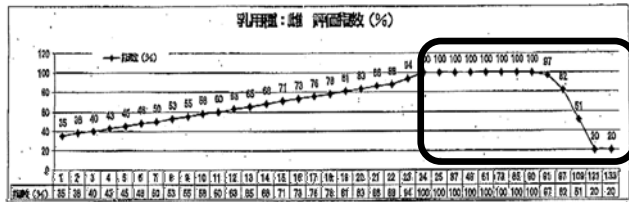
初産時基準価格×評価指数／100 + 受胎加算金 + 産乳能力加算金

#### (2) 初産時基準価格及び評価指数の算定方法

##### ① 初産時基準価格は、次により算定する。

素畜の導入価格 + 平均初産月齢までの育成経費（1日当たりの生産費×飼養日数）

- ② 評価指数は、初産時の評価を100とした際の経年による価値の減少分を指数化したものであり、各都道府県の家畜共済金支払制度を活用し算定する。



【参考】宮崎県が口蹄疫発生時に利用した評価指数（乳用種）：各都道府県が同様のものを独自に保有している。

- ③ 未経産の受胎育成牛を導入した場合には、初産時基準価格は、導入価格に初産までの生産費（1日当たりの生産費×出産までの日数）を加算したものとする。
- ④ 1日当たりの生産費は、生産費調査における乳用雄肥育牛の1日当たりの生産費を利用する。
- ⑤ 受胎している場合には、受胎分として母牛価値の2割相当を加算する（ただし、獣医師による妊娠鑑定等により受胎が確認できる場合に限る。）。
- ⑥ 産乳能力が地域の平均を超える場合には、これを加算することができるものとする。具体的な加算額は、当該牛の年間平均産乳量（直近の305日成績等）を当該地域の年間平均産乳量と比較し、次により算定する。

（当該牛の年間平均産乳量－当該地域の年間平均産乳量）× 契約乳価 × 収益率

※ なお、個体ごとの年間平均産乳量は、基本的には牛群検定等の個体データを活用し、個体ごとのデータを保有していない場合にあっては、農場全体の産乳量と搾乳頭数等から1頭あたりの年間平均産乳量を推定することにより算定する。

【例】乳用繁殖雌牛を初産時（約26か月齢）で評価

|                               |                           |       |
|-------------------------------|---------------------------|-------|
| 導入価格                          | 1日当たりの生産費×飼養日数            | 妊娠加算分 |
| {141,000円（ホルスタイン雌牛6か月齢平均購入価格） | +（546円×（26か月－6か月）×30.4日）} | × 1.2 |
| ＝ 562,320円                    |                           |       |

#### 【乳子牛（雌）】

##### （1）評価額の基本的な算定方法

産み落とし価格＋飼養日数に応じた増価額（1日当たりの増価額×育成日数）

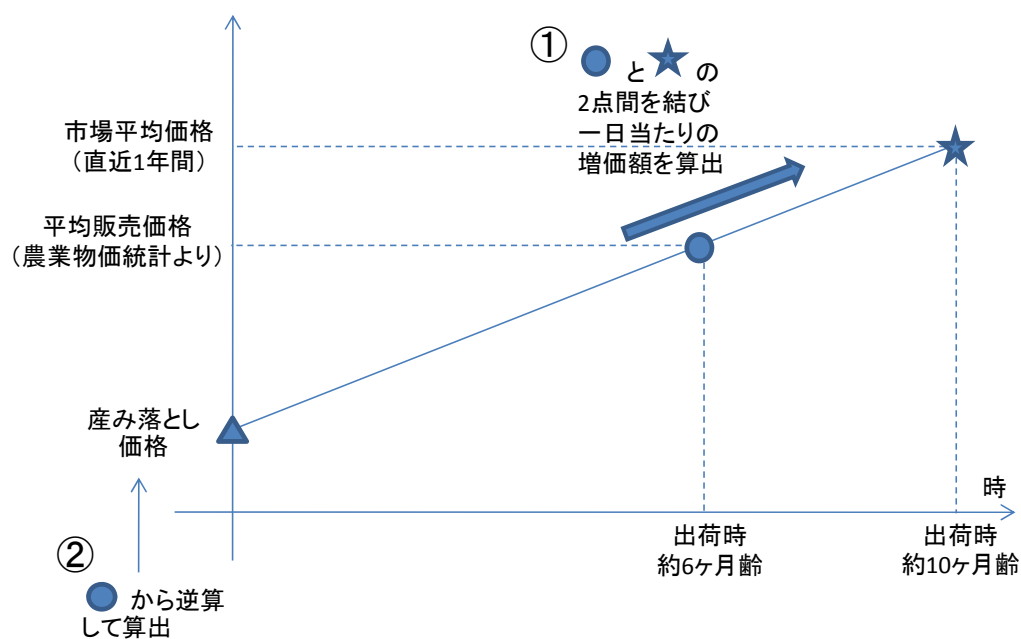
##### （2）産み落とし価格及び育成日数に応じた増価額の算定方法

- ① 1日当たりの増価額は、農業物価統計におけるホルスタイン純粋種雌の平均販売価格（6か月齢）と近隣市場における平均取引価格（直近1年間：約10か月齢）から算定する。
- ② 産み落とし価格は、生産費調査等において直接的な指標となる価格がないことから、直近年の農業物価統計のホルスタイン純粋種雌（6か月齢）の平均販売価格（直近1年間のもの）及び近隣市場等のホルスタイン純粋種雌（約10か月齢）を用い逆算する。
- ③ なお、②で算定した価格が農業物価統計を用いて次により算定した価格を下回る場合、当該価格を産み落とし価格とし、当該価格と市場平均価格から1日当たりの増価額を算定する。

ホルスタイン種雄の平均販売価格  
（生後7～10日）

ホルスタイン純粋種雌（生後6か月程度）の平均販売価格  
肥育用乳用雄（ホルスタイン種：生後6～7か月程度）の平均販売価格

# 乳用めす子牛



※ 文章中の生産費及び生産費に係る統計指標については、原則として各都道府県が独自に算定する直近年度のものとし、各都道府県において算定できない場合等においては、農林水産省が公表する全国平均の数値を活用することとする。